

# 資料 4

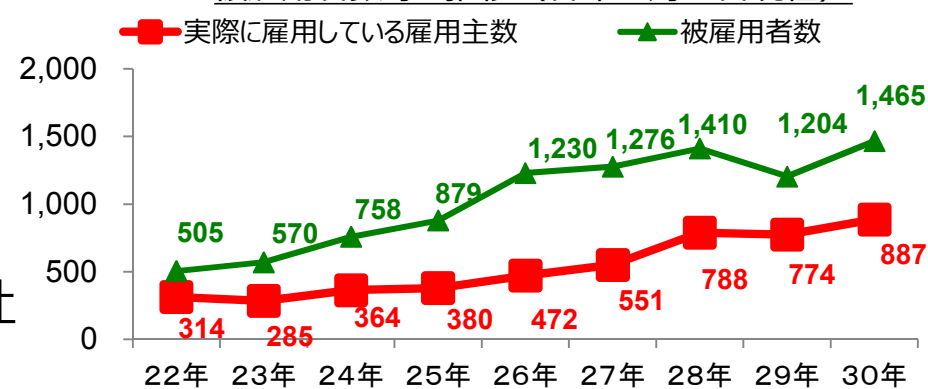
法務省  
保護局  
配布資料

# 刑務所出所者等の就労の確保に関する取組について

新たな  
協力雇用主  
の開拓・確保

- ◆ 政府広報を活用した積極的な広報啓発活動
- ◆ 各地で就労支援をテーマにシンポジウムを開催
- ◆ 協力雇用主の登録要領を策定  
H30.12末日の協力雇用主 22,331社  
(速報値・H30.4.1から1,627社増加)

被雇用者数等の推移 (各年4月1日現在)



協力雇用主  
の活動に対する  
支援の充実

- ◆ 協力雇用主の実情, ニーズ等を把握し, 支援を充実強化することを目的として, 1,000人の協力雇用主を対象にアンケート調査を実施 (現在アンケート結果を分析中)
- ◆ 身元保証制度の拡充
- ◆ 協力雇用主に対する研修等の充実強化

経済団体  
に対する  
働き掛けの  
強化

- ◆ 法務大臣等が経団連幹事会等で講演
- ◆ 経団連と意見交換の実施
- ◆ 経団連会員企業による刑務所見学会の実施

協力雇用主  
に対する栄典

- ◆ 平成30年秋の褒章において, 2名の事業主が初めて協力雇用主として藍綬褒章を受章



藍綬褒章を受章された協力雇用主の方々

今後の取組

- ◆ 矯正施設, ハローワーク等と連携した矯正施設在所中からの就労の確保
- ◆ 雇用した協力雇用主に対する継続的支援の実施

# これからの更生保護事業の在り方に関する検討について

- ・近年の更生保護事業を取り巻く状況の変化
- ・「再犯防止推進計画」の今後取り組んでいく施策の一つとして「更生保護事業の在り方の見直し」が盛り込まれる  
⇒平成30年度から、「検討会」及び「意見交換会」により、更生保護事業の在り方の検討を実施

## ○ これからの更生保護事業に関する有識者検討会

### 趣旨等

法務省保護局長の私的勉強会として、有識者を主たる構成員として、これからの更生保護事業について幅広い観点から検討を行う。

### 構成員

座長	横田 尤孝	(弁護士・元最高裁判所判事)
構成員	安部 哲夫	(獨協大学法学部教授)
	伊藤 富士江	(上智大学総合人間科学部教授)
	坂井 文雄	(全国更生保護法人連盟理事長)
	田中 常弘	(富山養得園理事長)
	谷口 太規	(弁護士)
	森山 秀実	(ステップ竜岡施設長)
	藤野 京子	(早稲田大学文学部教授)
	湯川 智美	(社会福祉法人六親会常務理事)
	今福 章二	(前・法務省審議官) (第6回まで)

公開情報 設置要綱、議事要旨をHPで公開

## ○ 更生保護事業の在り方に関する意見交換会

### 趣旨等

再犯防止推進計画を踏まえ、全国更生保護法人連盟と保護局が、更生保護施設が担う「多様かつ高度な役割」の検討を含む更生保護事業の在り方等について、実務的な意見交換を行う。

### 構成員

座長	小畑 哲夫	(全国更生保護法人連盟副理事長)
構成員	丸山 晴夫	(前・全国更生保護法人連盟事務局長) (第1回・第2回)
	関口 裕	(全国更生保護法人連盟事務局長) (第3回から)
	本田 光正	(函館創生会施設長)
	千葉 君雄	(宮城東華会常務理事) (第4回から)
	清水 義恵	(清心寮理事長)
	福田 順子	(荒川寮施設長)
	小畑 輝海	(両全会理事長)
	橋本 昇	(川崎自立会施設長)
	百瀬 覚由	(立正園施設長)
	藤本 昌夫	(和衷会施設長)
	山田 勤一	(ウイズ広島理事長)
	前田 康弘	(南高愛隣会施設長)
	古川 芳昭	(保護局更生保護振興課長)
	南元 英夫	(同保護調査官)
	佐藤 好行	(関東更生保護管理官)
	五十嵐 達	(東京保護観察所首席保護観察官)

公開情報 非公表  
※更生保護官署、更生保護事業者には議事録を共有

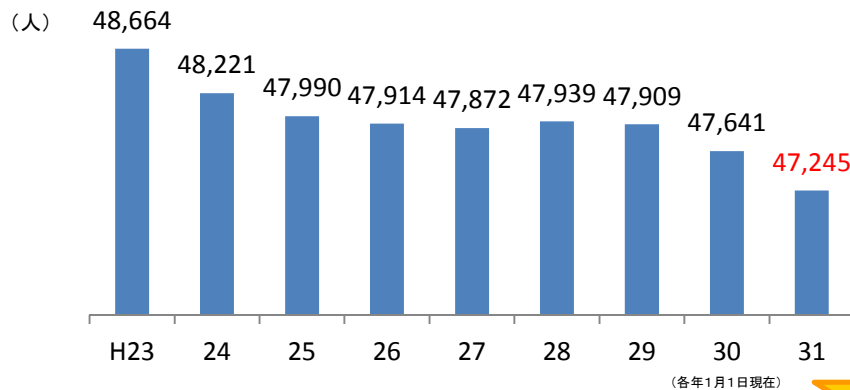
## 「更生保護事業の在り方に関する検討」今後のスケジュール（案）

3月	有識者検討会「報告書」及び 意見交換会「中間報告」
平成31年 4月～	地方ブロックごとの検討開始
6月～ 9月	地方ブロック単位での「検討会」 <ul style="list-style-type: none"><li>・全国7ブロックで開催予定</li><li>・保護局職員，更生保護官署職員， 継続保護事業者， 連絡助成事業者が参加予定</li></ul>
10月末ころ	地方ブロックごとの検討結果報告
11月～12月	意見交換会（第9回）
12月～ 1月	意見交換会（第10回）
平成32年 2月	意見交換会「意見取りまとめ」
2月～ 3月	地方ブロック単位での「協議会」 <ul style="list-style-type: none"><li>・全国7ブロックで開催予定</li><li>・保護局職員，更生保護官署職員， 継続保護事業者が参加予定</li></ul>
2月～ 3月	有識者検討会フオローアップ

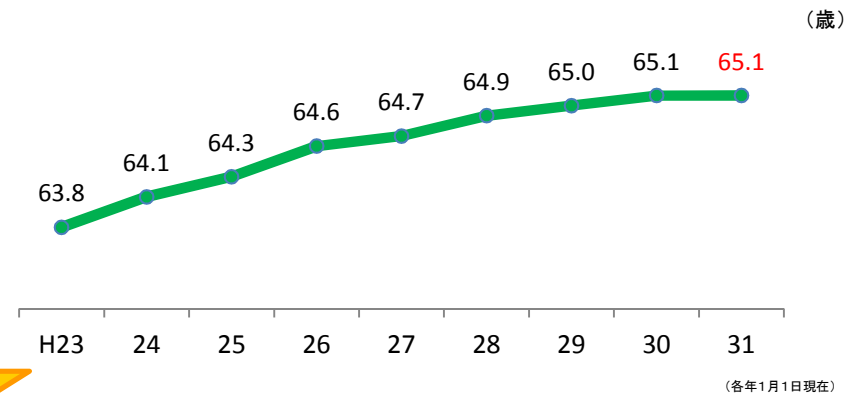
# 保護司の安定的確保・保護司活動の支援について

- 保護司等の民間協力者は、再犯防止施策を推進する上で、欠くことのできない存在
- 一方、近年、保護司数は減少傾向にあり、高齢化が進行している。

## ① 保護司人員は減少傾向



## ② 保護司の平均年齢は一貫して上昇



### ○ 地域の保護司活動の拠点である「更生保護サポートセンター」の拡充による保護司活動の支援

平成30年度は全ての保護司会の9割に当たる802の保護司会に設置し、平成31年度予算案では、全ての保護司会(886)に設置するための予算を計上。

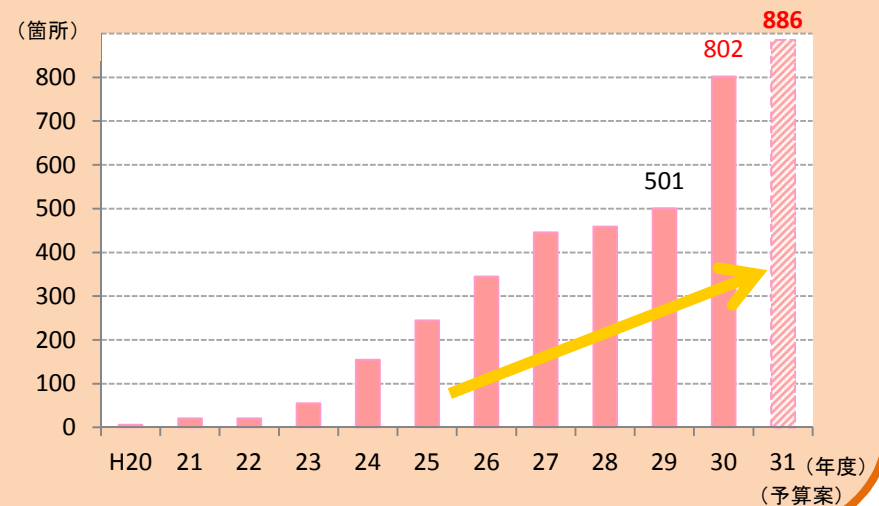
### ○ 保護司候補者検討協議会、保護司活動インターンシップの実施等による保護司の安定的確保の推進

保護司の安定的確保に向けた方策について官民が協働して検討。

### ○ 保護司活動に対する国民の理解・協力の促進

“社会を明るくする運動”や「再犯防止啓発月間」における広報活動を多様な広報媒体や広報手法を活用して展開。

### 更生保護サポートセンター設置数の推移



# 保護観察におけるケース・フォーミュレーション(CFP)の試行について

## 背景

- 保護観察官によるアセスメントの充実強化
  - ←「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施」(再犯防止推進計画Ⅱ第5)
  - ←「性格, 年齢, 経歴, 心身の状況, 家庭環境, 交友関係等を十分に考慮して, その者に最もふさわしい方法により…行うものとする」(更生保護法第3条)



理論的・実証的根拠に基づく見立てによる保護観察の実施

## CFPの特長

理論的・実証的根拠に基づき, 再犯・再非行誘発要因と改善更生促進要因と, その背景要因・相互作用を分析し, 保護観察処遇の焦点と留意事項を明らかにするもの

対象者との面接, 裁判関係資料等からの情報収集



対象者の「問題性」と「強み」を網羅的に検討



再犯リスク評価



対象者が犯罪に至るプロセス及び犯罪に至らないプロセスの分析



適切な処遇方法の選択

# 保護観察における社会貢献活動

## ! Point 社会貢献活動とは

保護観察対象者に地域社会の役に立つ活動を行わせることにより、  
**自己有用感・規範意識・社会性**の向上を促し、改善更生・再犯防止を図るもの。

特別遵守事項により義務付ける運用が開始（平成27年6月）

### 対象

◎ 次のような者を実施対象者に選定

自己有用感や社会性が乏しく、社会から孤立する傾向が顕著である。

特段の理由なく、不就労又は不就学の状態が継続している。

素行不良者との交友があり、その影響のもとで同調的に行動する傾向が顕著である。

比較的軽微な犯罪又は非行を反復している。

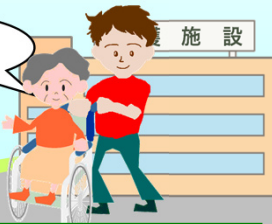
### 内容・形態

◎ 地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動

◎ 複数回実施

#### (活動のイメージ)

ありがとう。



施設

福祉施設での介護補助活動

ゴミを捨てちゃダメだよ。



公共の場所での環境美化活動

保護観察官・保護司による指導

更生保護女性会・BBS会員、活動先職員等による協力

再犯防止・改善更生

### ねらい

#### 「自己有用感」の涵養

地域の人から感謝されることなどを通じ、自己有用感を高め、改善更生を促す。

#### 「規範意識」の向上

集団で一定の目標に向かって活動することを通じ、ルールを守る意識を高める。

#### 「社会性」の向上

ボランティア等とのコミュニケーションを通じ、社会の一員としての意識を高め、社会性を高める。

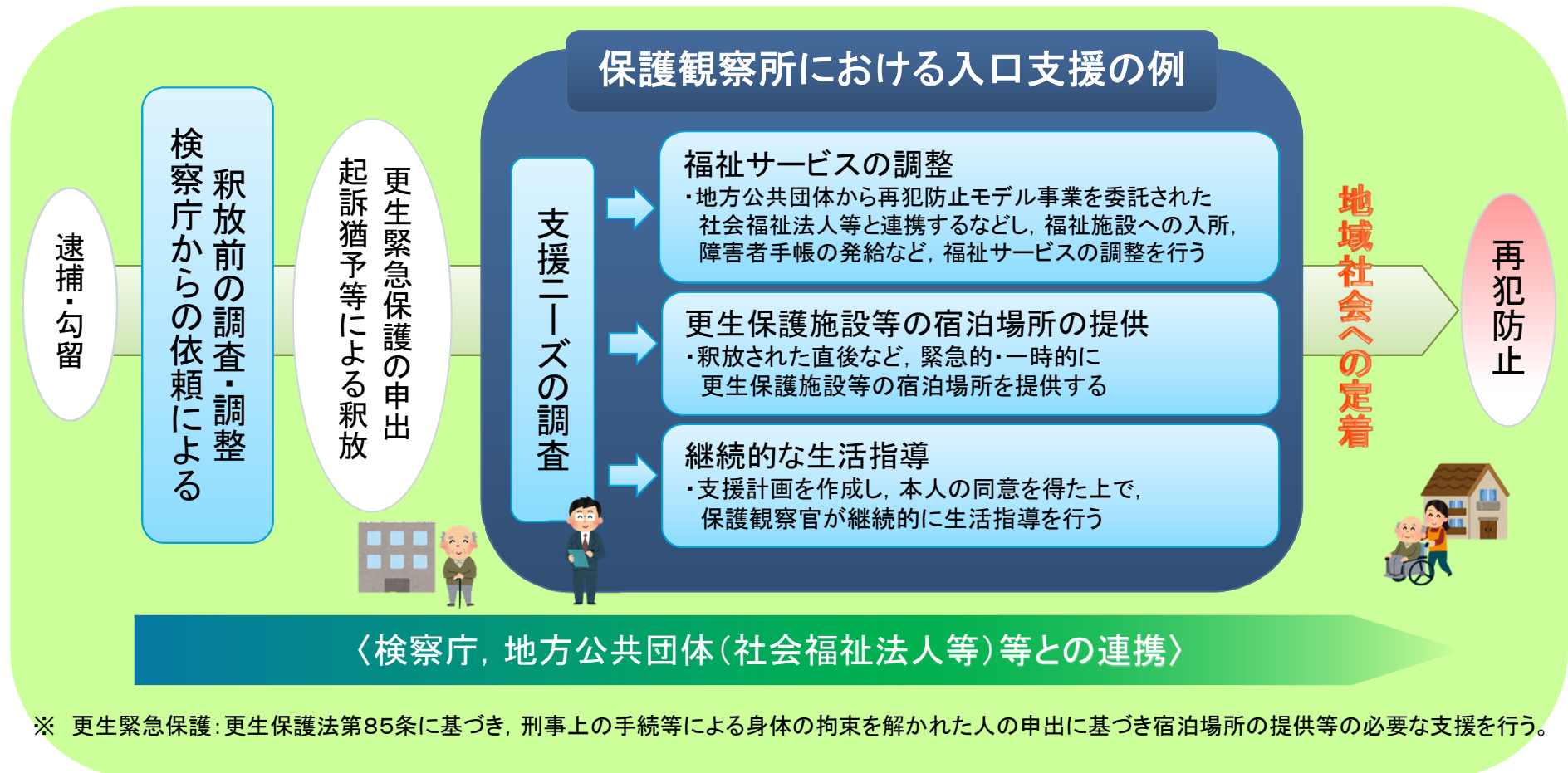
# 保護観察所における入口支援の新たな枠組み～更生緊急保護の活用～

内容

保護観察所が、本人からの更生緊急保護※の申出に基づき、起訴猶予等となり釈放された人のうち、高齢・障害により福祉サービス等(例えば、福祉施設への入所、障害者手帳の発給等)を必要とする人や、薬物等への依存からの回復支援を必要とする人に対し、検察庁や地方公共団体等と連携し、それぞれに必要な支援を行う。

背景

再犯防止推進法第17条(犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの等について、適切な福祉サービス等が提供されるよう、関係機関と保護観察所との連携の強化に必要な施策を講ずる)の要請などを踏まえ、平成30年4月から開始。





# 「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の概要

## 策定の背景

- ・危険ドラッグを含め、薬物依存は大きな社会問題となっており、その対策は政府の重要な政策課題の一つ。そうした中、薬物依存者等を対象とした刑の一部の執行猶予制度が平成28年6月までに施行。
- ・薬物依存者の再犯（再使用）の防止は、刑事司法機関のみでは不十分。保護観察所と、地域の医療・保健・福祉機関及び民間支援団体との有効かつ緊密な連携体制の構築が不可欠。

## ガイドラインの概要

### 総論

#### 基本方針

- ・精神疾患としての認識共有
- ・シームレスな支援
- ・民間支援団体との連携

#### 関係機関

保護観察所、都道府県等、精神保健福祉センター、保健所、福祉事務所、市町村（特別区を含む）障害保健福祉主管課、刑事施設、地方更生保護委員会、依存症治療拠点機関及び薬物依存者に対する医療的支援を行うその他の医療機関

#### 地域支援体制の構築

- ・定期的に連絡会議を開催する。
- ・薬物依存者の支援に関する人材の育成に努める。
- ・知見の共有等により、地域における薬物乱用に関する問題解決能力の向上を図る。
- ・相互の取組に関する理解及び支援の促進に努める。

#### 情報の取扱い

- ・必要な情報は、他の機関又は団体における情報の取扱方針等に配慮しつつ、共有する。
- ・支援対象者に関する情報共有は、原則として本人の同意を得る。等

### 各論

#### 薬物依存者本人に対する支援

##### (刑事施設入所中の支援)

- ・刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所は、出所後に必要な支援等に関するアセスメントを行う。
- ・保護観察所は、アセスメントの結果を踏まえ、出所後の社会復帰上の課題と対応方針を検討する。等

##### (保護観察中の支援)

- ・保護観察所は、支援対象者に対する指導監督を行うとともに、必要な支援を受けることができるよう調整する。
- ・医療機関は、支援対象者の治療や、必要に応じて関係機関に対する情報提供等を行う。
- ・都道府県、精神保健福祉センター又は保健所は、支援対象者の希望に応じ、回復プログラム等を実施する。
- ・福祉事務所又は市町村障害保健福祉主管課は、支援対象者の希望に応じ、必要な福祉的支援を実施する。
- ・関係機関は、保護観察所等の求めに応じ、支援対象者に対する支援に関するケア会議等に参加する。等

##### (保護観察終了後の支援)

- ・保護観察所は、支援対象者の希望に応じ、精神保健福祉センターその他の関係機関に支援を引き継ぐ。等

#### 家族に対する支援

- ・関係機関は、支援対象者に対する支援に当たっては、本人の意向とともに家族の意向を汲む。
- ・関係機関は、相互に協力して効果的に家族支援を行うとともに、希望に応じ、保護観察終了後も支援を行う。等